

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、当協会という）と湘南造園株式会社（以下、湘南造園という）の2社で構成するグループです。

当協会は、神奈川県内における都市緑化と自然環境保全に貢献する高い意識をもち、これまで40年にわたり数多くの県立都市公園をしっかりと管理してきました。

その結果、県の指定管理業務評価において、「特に優良」の評価を平成22年度に4公園、平成23年度に3公園、平成24年度に5公園でいただきました。その他のほとんどの公園についても「優良」の評価を得ています。

県立都市公園の指定管理業務にあたっては、「これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること」と、「各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆様に平等に、その価値を提供し続けること」が当協会の使命であると考えています。

一方、グループパートナーである湘南造園は、かつて旧吉田茂邸の庭園の管理経験もあり、「石と緑のエキスパート」をキャッチフレーズに掲げ、花や観葉植物の販売、庭園や霊園の造営、特に大磯・平塚地域を中心に大規模な公園の管理運営を手がけてきました。

大磯城山公園において、私たちはこれまでの本公園の管理運営経験と指定管理者としての理念を共有し、2社の高い専門性を活かしながら、以下の運営の考え方に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者満足度向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性を踏まえた災害への備えの強化

【平成27年度実施内容】

- 各取り組みを管理運営の方針と4つのテーマに沿って実施する

■より高い公益性の発揮

これまでに培った経験と財産を活かすとともに地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県「未病を治すかながわ宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成



公園周辺での緑化活動

○障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用

【平成 27 年度実施内容】

○各取り組みを管理運営の方針と 4 つのテーマに沿って実施する。なお、障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用は本部事業として実施する。

■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

○複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮

○大型機械の導入による業務効率化

○これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用

○従来からの信頼関係に基づいた地域連携力の活用

○防災と環境保護のための特定資産の活用

【平成 27 年度実施内容】

○各取り組みを本部と連携して実施する

（2）当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

■本公園の特性

大磯町は、明治期より首都近郊の保養地として政財界人、文化人が多数別荘を構え、別荘主と地域住民との協働により発展してきました。本公園が位置する大磯町中央部一帯は、三井高棟や吉田茂ら著名人たちが構えた邸宅や庭園が連なっていました。

旧三井別邸地区は、現存する北蔵や復元された庭園、国宝「如庵」を模した茶室などから、三井財閥当主が終の棲家とした往時を偲ぶことができます。園内の展望台からは富士山の雄大なパノラマが望め、また縄文時代の横穴古墳群では、太古の時代に触れることもできます。

一方、旧吉田茂邸地区は、吉田茂が愛したバラ園や七賢堂、日本庭園など、戦後政治史の舞台となった往時の面影が忠実に再現されています。焼失した邸宅も平成 28 年に再建が予定されています。平成 25 年秋に本公園の一部として開園したことで、新たな観光スポットとして注目を集めており、全面開園後にはさらに大きな話題を呼ぶことが予想されます。

現在、大磯町では神奈川県「新たな観光の核づくり認定事業」の一環としてニューツーリズムによる日本一の保養地再生が進められています。本公園は、県や町、地域と協働で、大磯の邸園文化を伝える新たな地域資源として期待されています。

また、本公園の旧三井別邸地区は広域避難場所及び「津波避難ビル・場所」に指定されています。大磯町は地震、台風による高潮、河川の氾濫、富士山の噴火などの災害の歴史があり、本公園は地域防災の拠点としての役割も求められています。

■本公園の総合的な管理運営方針

私たちは、本公園の「管理運營業務の内容及び基準」を十分に理解した上で、総合的な管理運営方針として前期に引き続き「湘南の風土と邸園文化の継承、おもてなし」をキャッチフレーズに掲げ、下記の4つのテーマを柱としました。県や地域と連携しながら、大磯が神奈川県における観光の核の一つとなるように、大磯の邸園文化に根付く「おもてなし」の心による上質な癒し空間としての公園づくりを更に進めます。

湘南の風土と邸園文化の継承、おもてなし

①大磯ニューツーリズムで心身共にリフレッシュ

②邸園文化を伝えるおもてなしの空間づくり

③旧吉田茂邸再建に向けた公園の観光拠点化

④地域と連携した災害への備え

①大磯ニューツーリズムで心身ともにリフレッシュ

大磯町が進めるニューツーリズムによる日本一の保養地再生に協力し、地域と連携して、人々が心身共にリフレッシュできるイベントや企画を実施します。

- 「もみじのライトアップ」等、地域と連携して、大磯を代表するイベントを開催します
- 本公園を拠点に大磯の散策やウォーキングが楽しめる企画に取り組みます。
- 地域や利用者のニーズを反映した公園運営を行います。



大磯ガイドボランティア協会と連携した大磯まち歩き

【平成27年度実施内容】

- 大磯町と一丸となり新たな観光の核づくりに取組み、「おおいそオープンガーデン」や「もみじのライトアップ」を開催する
- 大磯町観光協会や大磯ガイドボランティア協会と連携し、散策やウォーキングを企画する。
- 市民参加や市民の発表の機会の提供、利用者ニーズを反映した公園運営を行う。

②邸園文化を伝える「おもてなし」の空間づくり

本公園は、湘南の温暖な気候で育まれた草花や樹木、昆虫などの自然と、邸園としての歴史が織りなす魅力的な公園です。この邸園文化を神奈川県の高貴な財産として守り、未来へと継承します。

- 旧三井別邸地区・旧吉田茂邸地区の復元された魅力を向上させます。
- 北蔵、茶室等を活用した邸園文化が体験できるイベントを開催します。
- 大磯の自然・歴史を学ぶ機会の充実を図ります。

【平成27年度実施内容】

- 公園の復元された魅力を向上させるため、適正な管理運営を実施する。
- 北蔵、茶室、旧吉田茂邸地区多目的ルーム等を活用したイベントを市民団体等と連携して開催する。
- 展示や講座を企画し、大磯や神奈川県の高貴な自然・歴史を学ぶ機会を提供する。

③旧吉田茂邸再建に向けた公園の観光拠点化

平成 28 年に予定されている全面開園を見据え、部分開園時の経験を生かして積極的に県に協力するほか、地域と連携した特色あるイベントと広域的な情報発信を強化して、公園の観光拠点化に取り組めます。

- 「七賢堂まつり」の開催や園内ガイド等を通じて、旧吉田茂邸地区の魅力アップと利用促進を図ります。
- 地域イベントへの参画を通じて、本公園の魅力を発信します。
- 県内外への広域的な広報活動を強化します。



旧吉田茂邸地区部分開園時の様子

【平成 27 年度実施内容】

- 大磯ガイドボランティア協会と連携し、旧吉田茂邸地区で庭園ガイドや七賢堂定期公開を実施する
- 大磯市や大磯うつわの日など地域イベントに積極的に参加し、本公園の魅力を発信する
- さまざまな広報媒体を活用し、広域的な広報活動を行う

④地域と連携した災害への備え

本公園は広域避難場所及び「津波避難ビル・場所」に指定されており、日頃から県平塚土木事務所や大磯町、近隣の自治会などと連携し、地震や津波などの防災対策に取り組めます。

- 消防署、自治会と連携した防災訓練を実施します。
- 旧吉田茂邸地区における津波対策に取り組めます。



地域防災訓練

【平成 27 年度実施内容】

- 消防署や自治会と情報交換を行い、防災訓練の実施に向け調整を図る
- 新たに整備された旧吉田茂邸地区の避難誘導経路を地域住民や利用者にも周知する

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■ 平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルールなどを遵守し、指定管理者としての使命感に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組めます。

さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、「ユニバーサルデー」の開催等、ソフト面からユニバーサルデザインに取り組めます。

【平成 27 年度実施内容】

- 関係法令や利用ルールの遵守及び平等利用の確保に努める。
- 公平性・自由度・単純性・分かりやすさ・安全性・体への負担の少なさ・スペースの確保などを意識し、ソフト面からのユニバーサルデザインに取り組む。

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケートなどを活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

特に本公園では、当協会が事務局を務める「大磯城山公園活用連携協議会」を発足させ、地元の大磯町商工会(以下、商工会という)や大磯町観光協会(以下、観光協会という)、NPO法人大磯ガイドボランティア協会(以下、大磯ガイドボランティア協会という)、近隣自治会、大磯町、県平塚土木事務所などが構成員として、公園運営について定期的な意見交換を引き続き行います。これからもこの協議会をはじめ、地域住民や関係機関等と協力しながら、一体となって公園づくりを進めます。

【平成 27 年度実施内容】

- 利用者アンケートにより、利用者等の意見を反映した公園づくりに取り組む
- 本部と連携し、新たに公園モニター制度の創設に向け仕組みづくりを行う
- 引続き、大磯城山公園活用連携協議会を開催し、地域と一体となった公園づくりを進める

■環境に配慮した管理運営

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理(ゼロ・エミッション)など、総合的な環境マネジメントを推進します。本公園では間伐竹を使ったシガラの設置など、ボランティアや利用者と一緒に取り組んでいます。

さらに地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取り組みを通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。



【平成 27 年度実施内容】

- 環境マネジメントシステムを推進し、環境に配慮した管理運営を実践する
- 周辺道路の清掃活動「ゴミゼロアクセス」に取り組む

提案書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園には、旧三井別邸地区と旧吉田茂邸地区の2つの地区があり、それぞれの往時の風情の再現を目指します。また、旧吉田茂邸地区の日本庭園では特に高品質できめ細やかな維持管理が求められます。

このような管理運営を安定的に行うためには、できるだけ直営で行うことが望ましいとの考えから、当協会に加え、地域に根ざし、庭園管理技術に優れた湘南造園とのグループを構成します。

その上で、法定点検業務や専門性を要する一部の業務については、効果的、効率的な観点から外部委託します。

また、地域活性化の観点から地元企業などに委ねることができる業務などについては、外部委託します。

■具体的な委託業務内容

| 区分 | 管理項目 | 管理内容 | 業務内容 | 理由 |
|------|-------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 植物管理 | 高木管理 | 剪定・枝下し・枯損木処理 | 定期剪定・支障枝除去等 | 協力会社と下請契約を締結し常用作業員を確保する |
| | バラ管理 | 剪定・薬剤散布・施肥・専門家（アトバイザー）委託 | 夏季・冬季剪定、薬剤散布・施肥・専門家（アトバイザー）委託 | |
| | 芝生管理 | 人力除草 | 芝生内除草 | 植物管理繁忙期に作業を効率的に行い、管理水準を維持するため |
| | 草地管理 | 人力除草 | 草地・植込み内・園路際等除草 | |
| 施設管理 | 警備業務 | 機械警備・年末年始巡回警備 | 旧三井別邸地区の管理 | 免許・専門的技術を要するため |
| | 法定点検 | 受水槽点検（水質検査）・建物点検 | 水道法・建築基準法に基づき実施 | 法律の定めによるため |
| | 定期点検 | ポンプ設備点検・受水槽点検・防災井戸設備点検 | 加圧ユニット保守点検等 | 専門的技術を要するため |
| | 工作物管理 | 自動ドア設備点検・空調設備点検・太陽光発電点検 | 旧吉田茂邸地区の管理 | |
| | 施設管理 | 夜間有人警備・年末年始有人警備 | 旧吉田茂邸地区の管理 | 免許・専門的技術を要するため |
| 清掃管理 | 設備清掃 | 池清掃・水路清掃 | ポンプ室内等清掃、水抜清掃 | 専用道具や資材等を要するため |
| | 建物清掃 | 床ワックス清掃・窓ガラス清掃 | 管理事務所・詰所・管理休憩棟の定期清掃 | |
| | トイレ清掃 | 旧吉田邸地区トイレ清掃 年末年始簡易清掃 | ペーパー補充・汚物回収等簡易清掃実施 | 観光客の期待を裏切らない管理を実践するため |
| | ゴミ処理 | ゴミ運搬処理 | 缶・ビン・粗大ごみ・管理発生材等運搬処理 | 免許を必要とした業務のため |
| | 害虫駆除 | スズメバチ等駆除 | 営巣確認時等必要に応じ駆除 | 専門的技術を要するため |

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を協会ホームページや公園の掲示板に張り出すなどして、広く公表しています。

委託先は原則として、県の競争入札参加資格者名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務をのぞく全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。

選定に関する規程

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
- ・競争入札参加要件等選定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では下表のとおり、全ての業務を大磯町・二宮町・平塚市内の地域企業を中心とした県内企業に委託してきました。

また今後とも、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO法人などの地元非営利団体の活用も図り、引き続き地域の力を活用していきます。

【地域企業への業務委託実績】

単位：件

| 事業所所在地 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 大磯町・二宮町・平塚市内 | 13 | 15 | 15 | 14 | 67 |
| 神奈川県内 | 4 | 2 | 2 | 2 | (県内比率100%) |
| 県外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 17 | 17 | 17 | 16 | 67 |

(年間実績報告書に基づく委託金額10万円以上の件数)

◆◇ 地域と連携した公園運営を重視 ◇◇

本公園の管理運営にあたっては、幅広い業務を地域団体などをお願いしています。

例えば、草取り・除草はシルバー人材センターに、池の清掃、浄化槽の定期点検などは地元業者に委託しています。

また、サービス面では、旧吉田茂邸地区の常駐ガイドは大磯ガイドボランティア協会にお願いし、

より仕入れ
ています。

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

当協会は、開園以来、本公園を管理しており、これまでの実績では、県指定管理業務評価の総合評価において、平成 22 年度から 3 年連続で「優」評価を獲得しています。平成 25 年度上半期の利用者満足度調査でも 85%以上の満足度を得ており、別邸当時を彷彿とさせる美しい邸園と富士山の眺望に定評があります。



旧三井別邸地区の展望台

今回、新たにグループを組むことで、今までの管理水準を維持しつつ、本公園の特色である「三井財閥と吉田茂という政財界の重鎮が手がけた当時の庭園と景観の維持・復元」を維持管理のテーマに掲げ、大磯の観光拠点として利用者や地域の期待に応える管理運営を行います。



吉田茂銅像

植物管理では、邸園美を維持するため樹木や芝生の管理、除草などを丁寧に行うとともに、眺望の改善や花の見どころづくりなど、本公園の新たな魅力づくりにも取り組みます。また、樹木医による老齢木の点検を定期的に行うことで、倒木などの事故を未然に防ぎます。

利用者がいつでも気持ち良く安全に公園を利用できるよう、トイレや園内の清掃を徹底し、毎日の園内パトロールでの施設安全確認や、業者による定期保守点検などを的確に実施します。

本公園は、両地区が国道 1 号線を隔てて立地していることから、管理事務所と管理休憩棟にそれぞれ職員を配置し利用者への受付・接遇を行います。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」として親切丁寧な対応を心掛け、大磯の観光案内を担う意識をもって対応します。旧吉田茂邸地区では大磯ガイドボランティア協会による常駐ガイドを置き、園内および周辺観光案内まで利用者のニーズに幅広く対応できるようにします。

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園の維持管理にあたっては、旧三井別邸地区と旧吉田茂邸地区における邸園の歴史の違いに十分配慮するだけでなく、多彩な機能と特性を活かし、更なる利用促進を図るうえで適切な維持管理を行います。

■旧三井別邸地区の資源の活用と魅力向上を目指した維持管理

旧三井別邸地区には、かつて「城山荘」があった展望台周辺の庭園をはじめ、当時のまま残る北蔵や国宝「如庵」を模した茶室「城山庵」、不動池周辺の池泉庭園などがあります。こうした園内に残る歴史的な資産を保全し、新たな公園の魅力として活用するため、それぞれの特性に応じた適切な維持管理を行います。



当時を伝える北蔵

○日本庭園の高水準な維持管理で往時の雰囲気再生

茶室廻りの日本庭園など、景観上重要な樹木の管理については、一級造園施工管理技士の資格を持つ職人により実施します。

また、かつて「城山荘」が築かれた高台周辺の庭園部分は本公園全体で最も風光明媚な場所であるため、刈込（管理基準1回/年→2回/年）や人力草取（管理基準1回/年→4回/年）、景観を確保するための高木剪定を行うなど、念入りに管理します。



茶室の日本庭園

○不動池・もみじの広場の美観向上

「もみじのライトアップ」のメイン会場であり、もみじの名所としてふさわしい庭園を維持するため、県平塚土木事務所と協議しながら、枯損が懸念されるもみじの個体の更新をします。また、健全な育成を維持するため、害虫（カミキリムシ）の防除を実施します。



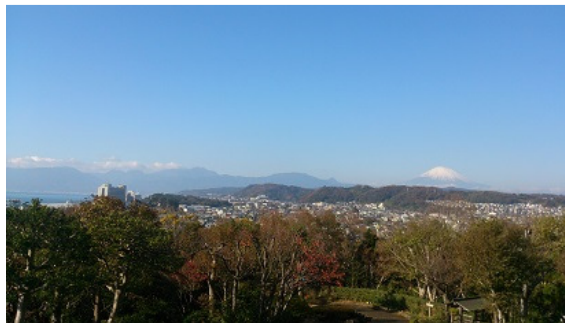
ライトアップされた紅葉の絶景

不動池周辺の池泉庭園については、水路や池の落葉の清掃、クモの巣の除去などを毎日実施し、美観を向上させます。

水循環設備のポンプは毎日稼働させ、滝やせせらぎに流れを造ります。なお、利用者の少ない悪天候時はポンプ稼働を中止し、電気使用量の削減に努めます。

○眺望確保、美観形成のための園内樹木の整理

園内にはもともと富士山や相模湾などの眺望が開けた場所にベンチが設置されていましたが、園内樹木が成長し、眺望が遮られてしまった場所があります。そのため、間伐などを行い、整備当初の眺望の復元を図ります。



眺望を開いた展望台から望む富士山



景観が遮られたベンチ

◆◆ 三井別邸時代の資料を活用した魅力の復元 ◆◆

大磯町や三井家（三井文庫）には、別邸当時の建物や景観に関する資料が残されており、当時の施設に関する情報などを知ることができます。そこで、大磯町郷土資料館（以下、郷土資料館という）や三井文庫と協働して、こうした関連資料を使い、別荘当時の雰囲気醸成に役立てていきます。



別邸当時の景観復元に活用
（写真は園内の紹介看板）

○園内の新たな花の見どころの創出

本公園では、平成 21 年より、旧三井別邸地区の新たな見どころづくりの一環として、園路沿いに「和花の路（わばなのみち）」づくりを進めています。

今後とも公園ボランティアの「大磯城山公園花を育てる会」（以下、花を育てる会という）と協働で、年間を通じて四季折々の花が楽しめるよう取組みます。

また、「和花の路」の散策を楽しんでもらうために、案内看板の設置や、「和花の路マップ」を作成し、利用者に提供します。



花を育てる会による「和花の路」づくり

| 和花の路(一例) | | | |
|--|--|---|--|
| 5月 | 6月 | 7月 | 11月 |
| シャガ | アジサイ | ヤマフリ | ツワブキ |
|  |  |  |  |

○学びの場としての横穴古墳群周辺の適正管理

横穴古墳群周辺は、大磯の縄文時代の古墳として、大磯の歴史を学ぶ貴重な遺跡ですが、周辺には高齢化した大木が多く、倒木の危険性もあります。そのため、学びの場として活用できるよう、倒木の恐れがある樹木の伐採など、適正な管理を実施します。



横穴古墳群

【平成 27 年度実施内容】

- 日本庭園などは、職人の手により高水準な管理を行う
- 展望台付近は景観確保のための高木剪定を行う他、こまめに低木を刈るなど念入りの管理を行う
- 害虫駆除や土木と協議しながら個体更新を検討するなど、もみじの名所としての保全管理を行う
- 樹木の成長により眺望が遮られてしまった場所は、土木と調整しながら間伐等を行い眺望の復元を図る
- 引続き、花を育てる会と協働で「和花の路づくり」に取り組む
- 横穴墓周辺は、学びの場として支障がないよう、危険木の伐採や枝おろしなど適正な管理を行う

■旧吉田茂邸地区の景観復元を目指した維持管理

旧吉田茂邸地区を本公園の新たな魅力として活用するため、往時の景観復元をテーマに、特性に応じた適切な維持管理に努めます。

○昭和41年当時の吉田茂邸の景観復元を目指した庭園管理

旧吉田茂邸地区の植栽管理については、県との役割分担を踏まえながら、専門家にアドバイスをいただき、昭和41年当時の景観復元を目指して高水準な庭園管理を行います。

グループパートナーである湘南造園は、以前から旧吉田茂邸庭園の植栽管理経験があり、そのノウハウを活かして、高水準な管理を行います。



旧吉田茂邸庭園

○往時の景観を現出する施設の高水準な維持管理

兜門や七賢堂、吉田茂銅像などの施設、バラ園や菖蒲池は、日本庭園とともに利用者が往時の吉田茂邸をイメージできる重要な施設で、多くの利用者の目に触れるため、各施設の日常点検・清掃を徹底します。また、管理休憩棟は利用者が庭園を眺めながら心地よく休憩できる場として、日常の施設点検やゴミ拾いなどの清掃を小まめに行います。



兜門

○園内果樹の管理・活用

旧吉田茂邸地区にある菜園広場では、現在でも梅、びわ、いちじく、夏みかんなどの果樹があり、果実が落ちることがあります。利用者の安全を考慮して、美観を損ねない程度にバリケードなどを設置して、適正な管理を実施します。

なお、採れた果実については、県平塚土木事務所と協議の上、イベントなどでの活用を検討します。



菜園広場の果樹



【平成27年度実施内容】

- 旧吉田茂邸地区の維持管理については、県との役割分担を踏まえ管理を行う
- 庭園専門家のアドバイスを受けながら、昭和41年当時の景観復元を目指す
- バラ専門家の指導のもと、バラ園及び駐車場のバラ植栽地の適正管理に努める
- 各施設や管理休憩棟の日常点検や清掃を実施する
- 菜園広場の果樹は、イベント等での活用を検討する。また、果樹落下の恐れが確認された場合はバリケードなどを設置する

■園内の豊かな緑を後世に伝えるための育成管理

園内の豊かな緑を後世に継承するため、外来生物の拡散防止など、環境に配慮した維持管理を実施します。

特に、旧三井別邸地区、旧吉田茂邸地区に以前から自生する草花については、その保全、増殖に取り組めます。また、間伐などで発生した薪や枝などについては、維持管理やイベントに積極的に活用するなど、ゼロ・エミッションに取り組めます。

| 樹木点検 | 要注意外来生物の拡散防止 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 園内樹木の高木化・老齢化が進行しているため、樹木医による定期的樹木診断や現場への指導を実施。 危険が予測される場合には、すみやかに県平塚土木事務所・国道管理者・JR管理者・町道管理者に連絡し、対応。  | <ul style="list-style-type: none"> 旧三井別邸地区・旧吉田茂邸地区ともに、要注意外来生物「トキワツユクサ」が繁茂しているエリアがあるため、抜根等により拡散防止、経過観察。  |

【平成 27 年度実施内容】

- 樹木の高木老齢化が進んでいるため、樹木医による診断と現地指導を実施し、危険が予想される場合には、土木ほか国道・JR・町道の各管理者に連絡し対応する
- トキワツユクサなどを抜根し、要注意外来生物の飛散防止に努める

■利用者増加時における駐車場対応

本公園の駐車場は駐車スペースが限られているため、イベントや行楽シーズンなどの繁忙期には、有料駐車場の内外に交通誘導員を配備し、国道 1 号線の通行や周辺住民に対し迷惑をかけないようにします。

なお、旧吉田茂邸地区の駐車場出口は町道沿いにあり、出口のすぐ側に町のゴミ集積所があることから、駐車場出庫後に国道へ抜ける車からのゴミのポイ捨てが懸念されるため、定期的なパトロールや清掃を行います。

【平成 27 年度実施内容】

- イベント等繁忙期には、交通誘導員を配備する

■快適で安全な利用環境の維持

本公園を「くつろぎの空間」として、安心して利用いただけるよう、利用者の安全性と快適性の確保に配慮した管理基準以上の維持管理に努めます。

特に、アプローチ部分は、利用者をおもてなしの心で迎えるために美観維持を入念に実施します。

※青字部分は、管理基準以上の取り組みです。

| | |
|------------|---|
| アプローチの人力除草 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 駐車場～南門 (管理基準 1 回/年→4 回/年) ・西門～不動池 (管理基準 1 回/年→4 回/年) ・東門・第 2 駐車場～ふれあい広場 (管理基準 1 回/年→4 回/年) ・吉田邸正門・駐車場・バラ園・車回し～兜門 (指定管理業務外も含め適宜実施) |
|------------|---|

| | |
|-----------------|--|
| 日常清掃や点検等の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・滑りや転倒防止のため、園路や階段の落葉ブロー清掃 ・手すり・ベンチの拭き清掃により、ぐらつきやささくれのチェック ・美観維持のためクモの巣除去及び旧吉田茂邸地区のショウブやバラの花殻除去 (ショウブは指定管理業務外で適宜実施) ・園路沿いのツバキ等へのチャドクガ発生確認及び駆除 ・両地区の休憩施設・便益施設・管理施設の点検・清掃、ゴミ拾い |
| 水質浄化 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理基準（微生物使用）に加え、木炭の投入を併用 |
| トイレ清掃の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・「トイレは公園の顔」を清掃管理の方針としてトイレ清掃を毎日実施し、毎日2回トイレの点検を実施 ・年末年始は簡易清掃を毎日実施(管理基準1回→6回) |
| 維持管理作業実施日時の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務で発生する刈払機等操作音は、利用者及び近隣住民に迷惑をかけるため、土日祝日には機械作業を極力行わないほか、事前に園内掲示板やホームページ等に作業予定を公開・告知 |
| 安全を第一とした修繕の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・転倒やけがを防止するため、園内の窪みや舗装のえぐれは速やかに補修 ・木製階段等の腐食部補修及び補強。土砂流出によるえぐれ等の改善 |

○近隣住民に配慮した公園周辺の清掃、樹木剪定

本公園では、両地区ともに住宅に隣接する部分があるため、雑草や落葉の多い時期には、近隣住民や周辺的美観に配慮して、公園外周部の除草や清掃などを実施します。

また、隣接地の日照確保や支障木の枝下ろしについては、県平塚土木事務所と協議しながら計画的に取組みます。



公園周辺の清掃活動

| | |
|---------|--|
| 旧=井別邸地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料館、横穴古墳群に近い住宅隣接地の樹木、危険木、支障木の剪定 ・旧三井別邸地区沿いの町道の清掃 |
| 旧吉田茂邸地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道側の住宅に配慮して、小まめな除草などを実施 ・住宅隣接地にかかる樹木の枝の切除、支障木等の剪定 ・ゴミ集積所のパトロール及び車からのゴミのポイ捨て等の確認、清掃の実施 |

【平成27年度実施内容】

- 利用者の安全と快適性に配慮した基準以上の維持管理を実施する
- 騒音と安全に配慮し、土日祝日には管理用機械の運転は極力行わないように努める
- 園内工事や作業内容等をHPや掲示板等での公開・告知について検討する
- 近隣住民への配慮として、隣接地等への危険木・支障木の剪定や伐採を実施する
- 隣接町道の清掃を実施するほか、パトロール時に旧吉田茂邸地区駐車場西側の町ゴミ集積場、車からのゴミのポイ捨てを確認、清掃を実施する

■維持管理の水準を担保するための取組み

業務の集約化、省力化により業務の効率性を高めるとともに、施設の現状を踏まえた確実な維持管理を行います。なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

| | |
|--------------|---|
| 業務効率化の取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積 ・PDCAに基づく効率化 |
| 管理水準を担保する仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性を踏まえた専門業者への業務発注 |

| | |
|----------|--|
| コスト削減の工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約や物品の一括発注 ・植物性廃棄物をリサイクルし、たい肥として活用 ・ゼロ・エミッションの推進 |
| 防災機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた備蓄品の点検補充 ・設備の定期点検 |
| 有資格者の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園管理運営士、一級土木施工管理技士等有資格者の配置 |

<付属書類> 年間維持管理管理計画表（別添）

【平成 27 年度実施内容】

○維持管理水準を担保するため、上表記載の内容に沿って取組む

提案書 4 「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

私たちは、これまで本公園をフィールドとして大磯の風土と歴史・邸園文化を後世に伝えるため、公益性の高い事業の実施に取り組んできました。

今後は平成 28 年に予定されている旧吉田茂邸再建による全面開園に向けて、本公園が地域の観光拠点となるように、閑散期対策も含め、次のように利用促進に取り組めます。

■地域と連携し、大磯を代表するイベントを開催します

大磯町や商工会、観光協会、地域住民と連携して大磯の邸園文化を象徴するイベントを開催し、本公園が地域住民と利用者との交流の場となるよう取組めます。

○地域の輪を広げる「もみじのライトアップ」

毎年 11 月頃に旧三井別邸地区で開催される「もみじのライトアップ」は、大磯町の地域ぐるみのイベントとして知名度が上がり、遠方からの利用者も多くなってきました。



もみじのライトアップ

期間中は、地元団体が出演する琴や琵琶など和楽の演奏会や子どもたちによる和太鼓演奏、地元名産品を販売する「大磯逸品の会」など様々なプログラムを催します。また、イベント時には地域住民と協働でパトロールを行います。

今後も本イベントを通じてさらに地域の輪を広げ、大磯を代表する行事として県内外に広く PR していきます。

○「七賢堂まつり」を地域協働イベントとして開催

旧吉田茂邸地区にある「七賢堂」は、旧吉田邸ゆかりの建造物です。ここでは、かつて伊藤博文の命日前後に「七賢堂祭」が催されてきました。



部分開園時の七賢堂

私たちは、平成 28 年の全面開園に向け、この祭りを地域住民と観光客との交流を育む「七賢堂まつり」として開催します。開催にあたっては、地域連携を活かし、多彩なプログラムを企画します。

また、県平塚土木事務所と調整の上、定期的に七賢堂の公開及びガイドの実施も検討します。

◆◆ 旧吉田茂邸地区部分開園イベント ◆◆

平成 25 年 9 月 22 日に行われた旧吉田茂邸地区部分開園イベントでは、大変多くの利用者が訪れました。

当日は七賢堂の公開と大磯ガイドボランティア協会による園内ガイドに加え、日本庭園での琴と尺八の演奏に野点(吉田茂が好んだ「虎子饅頭」も提供)の催し、吉田邸の梅を使った手作り梅ジュースなどの無料配布、大磯地場産品の販売など様々なプログラムを実施しました。



部分開園イベントの賑わい

○オープンガーデンの情報発信地として連携イベントの開催
 大磯町一帯の邸園が協力して毎年4月・5月に行う「おおいそフラワーフェスタ(オープンガーデン)」に本公園がまことに点在するオープンガーデンの情報発信地として引き続き協力し、園芸教室や盆栽展、盆栽等即売や模擬店など連携したプログラムを同時展開します。



オープンガーデンパンフレット

【平成27年度実施内容】

- 大磯を代表するイベント「もみじのライトアップ」を、湘南邸園文化祭の参加行事として、地域と連携して開催する
- 平成27年度より本格的に本邸の工事が始まり、平成28年度の全面開園に向け、七賢堂祭り等旧吉田茂邸地区での大型イベントを検討する。県や町が行う工事説明会等の事業に協力する
- 引き続き地域と協働で、おおいそオープンガーデンを開催する。新たな観光の核づくりの部会等をとおり、オープンガーデン開催期間のプログラムの充実を図る
- 大磯うつわの日など地域が開催するイベントへ参加し、大磯の活性化に協力する。
- 利用者要望を反映し、城山マルシェや展示即売会などを同時開催する

■心身共にリフレッシュできる大磯の散策・ウォーキング企画に取り組みます

新緑・紅葉の季節に本公園ならびに大磯の由緒ある観光スポットを巡り、大磯地域の魅力に触れながら、楽しく心身共にリフレッシュできるような企画を実施します。

○「和花の路」づくりと公園散策に便利な散策マップの配布

園内は起伏に富み、各所で美しい庭園の景観が楽しめるため、多くの利用者が日常的に散策やウォーキングを楽しんでいます。



和花の路(ヤマユリ)

旧三井別邸地区の園路で取組んでいるシャガやヤマユリ等、四季折々の花が楽しめる「和花の路」づくりを進めます。あわせて、季節ごとの花の見所とおすすりルートを紹介した「和花の路マップ」を作成します。

また、ウォーキング愛好者のために「健康ウォーキングマップ」を作成し、健脚コース、歴史探訪コースなど複数のコースとともに、健康づくりに役立つ総歩行距離や消費カロリーなどの情報を提供します。

○地域と連携した大磯散策・ウォーキングプランの提供

利用者が大磯の散策やウォーキングを楽しめるように、下記のような園内イベントや、地域連携により、本公園を拠点とした大磯の邸園を巡るガイドツアーを実施します。



ガイドまち歩き

また、大磯町や観光協会で提供しているウォーキングコースの情報を集めて、本公園ホームページとの相互リンクや旧吉田茂邸地区管理休憩棟での情報提供を行います。

| | |
|---------------|---|
| 園内門巡りスタンプラリー | 本公園のすべての門(南門、亀蔵門、兜門等)を巡るスタンプラリーや全門制覇した方には来園記念グッズを進呈 |
| 大磯まち歩きと城山公園 | 大磯ガイドボランティア協会等と連携し、本公園と大磯の観光スポットを周遊するハイキングツアー |
| おおいそゆかりの庭園めぐり | 観光協会等と連携し、本公園を含め大磯の歴史ある庭園を巡るツアー |

■ユニバーサルデーの実施

本公園は、起伏に富み、急な階段が多いために、高齢者や障がい者の方の中には、散策に不便を生じる方もいます。このような事を踏まえ、「ユニバーサルデー」の実施など、すべての利用者が安心して公園をご利用いただけるよう、利用者へ配慮したサービス向上に継続して努めます。



ユニバーサルデー

| | |
|-------------|---|
| ユニバーサルデーの実施 | お年寄りの方や足の不自由な方を対象とした、園内の展望台まで車の乗入れ、園内ガイドを実施 |
|-------------|---|

【平成 27 年度実施内容】

- 園内散策の充実を図るため、和花の路マップや健康ウォーキングマップ、スタンプ巡り等の検討をする。
- ガイドボランティア協会と協働で、園内の歴史を巡る散策コースをホームページ等で利用者へ提供する。また、健康ウォーキングマップの作成を検討する
- 引続き、高齢者や障がい者の意見を反映したユニバーサルデーを開催する
- ガイドボランティア協会や大磯観光協会と協働でウォーキングや園内ガイドの企画に取組む

■平日や閑散期を中心にした大磯の自然と歴史・邸園文化に触れるイベントの開催

冬期や平日などの利用が少ない時期を中心に、地域やボランティアと協働して、大磯の歴史、自然、文化を学び、体感できるイベントや、北蔵での展示等を開催し、利用者が本公園の魅力を楽しめるよう取組みます。

○大磯の文化を学ぶ「城山学習講座」の定期開催

これまでの「おおいそ歴史探訪」や「園芸教室」などを、今後は「城山学習講座」として、歴史をはじめとする幅広いテーマで大磯の文化を発信します。

各回のテーマに応じて郷土資料館や大磯ガイドボランティア協会などの地域の各種団体と連携します。

○茶室「城山庵」での和文化体験を拡充

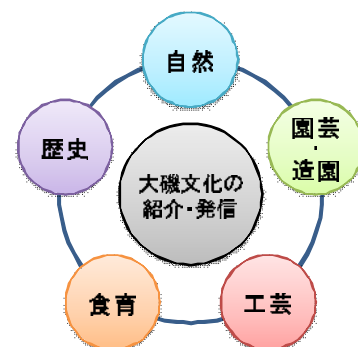
茶室「城山庵」は国宝「如庵」を模した茶室で、和文化体験にふさわしい施設です。

今後も利用者へ和文化体験の機会を提供するとともに、大磯町茶道協会などと連携した茶会の開催や、和菓子作り体験、親子茶道体験などの体験イベントなどにも取組みます。

同時に茶室の団体利用を促進し、中学・高校部活動での利用支援も強化します。

○地元アーティストによる「くつろぎ音楽会」

地元のアーティストや音楽愛好団体と連携した「くつろぎ音楽会」として、和洋問わず様々な音楽会を「もみじのライトアップ」などイベントや平常時に開催します。場所は、旧三井別邸地区のほか、旧吉田茂邸地区の多目的スペースや日本庭園でも開催します。



城山学習講座



子供茶道教室の様子



くつろぎ音楽会

○「北蔵ギャラリー」を大磯の情報発信拠点に


かつて別邸の倉庫だった北蔵は、現在地元や県内で活動する団体と連携して、写真展、絵画展、音楽会などを開催しています。

今後もさらに大磯の情報発信拠点、市民活動の発信地として有効活用し、神奈川県や地域の魅力を伝える展示を強化します。



北蔵での展示の様子

○その他各種イベントの充実

| | | |
|-----------------|---|---|
| <p>竹細工教室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・園内の伐採竹の有効活用を兼ね、花を育てる会の協力を得て実施 ・門松作り(12月)と雛人形づくり(2月)を学ぶ定番教室 ・平成24年は1日2教室開催し、参加者数が倍増 ・今後は旧吉田茂邸地区の多目的スペースを活用 |  |
| <p>城山公園今昔物語</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料館と連携して、三井財閥別荘跡地としての本公園の歴史を紹介する恒例イベント。平成22～24年にパネル展も開催 ・今後は旧吉田茂邸地区とあわせたツアーとして、大磯ガイドボランティア協会と連携を図り、団体申込や定期ツアーも開催 | |

【平成27年度実施内容】

○大磯や神奈川県の魅力の発信、既存の体験教室等を包括して「城山学習講座」として開催し、閑散期も含め公園利用の拡大を図る。企画にあたっては、関係団体や市民団体等に発表の機会を提供するほか、ビジターセンターや県内の公共施設等との連携開催に努める

○茶室「城山庵」で和文化を体験できるよう、大磯町茶道協会と連携した茶会の開催や学校部活動の利用を支援する

○園内各所を活用し、地元のアーティストと連携した「くつろぎ音楽会」を開催する。

○各イベントの開催にあたっては、イベントを盛り上げるため城山マルシェや展示品の即売会などを同時開催する

■旧吉田茂邸地区の庭園ガイド

旧吉田茂邸地区では、利用者が庭園の魅力や歴史を存分に楽しめるように、引き続き大磯ガイドボランティア協会と連携して常駐ガイドを置き、利用者と一緒に庭園を巡りながらガイドを行います。中島健の手による作庭の意図や吉田茂のエピソードなど、豊富な知識と親切丁寧なガイドにより、利用者の旧吉田茂邸に対する興味関心を満足させます。



庭園ガイドの様子

そのほか、大磯の観光情報や食事処など周辺情報の提供まで幅広く行います。

| | |
|--------------|---|
| <p>庭園ガイド</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日(年末年始を除く)に実施。部分開園以降43日のべ913名参加(2月末迄) ・1日4回、各40分・定員10名 ・旧吉田茂邸地区管理休憩棟窓口にて当日申込 ・事前予約により団体(10名以上)の受け入れも実施。団体ガイドは平日も受け入れ可能。部分開園以降19回のべ499名参加(2月末迄) |
|--------------|---|

【平成 27 年度実施内容】

○引続き、ガイドボランティア協会と連携し土日祝日には旧吉田茂邸庭園に常駐ガイドを配置し、希望者に庭園をガイドするほか来園者へ観光情報の提供を行い、コンシェルジュ機能の強化に努める

○平日利用及び団体利用で庭園ガイドの希望があった場合は、大磯ガイドボランティア協会と協働で事前予約により受入れる。なお受付は、大磯ガイドボランティア協会の受付と公園事務所の受付があるため、利用者に混乱がないように、相互で協力しながら実施する

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

私たちは、大磯を訪れる多くの方に大磯の風土と邸園文化を体感できる本公園の魅力を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。



大磯城山公園HP

| | |
|---------------------|--|
| 独自の広報ツール | <ul style="list-style-type: none"> 当協会ホームページ、大磯城山公園ホームページ（週1回更新） 公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布 |
| SNS、携帯電話サービス | <ul style="list-style-type: none"> ツイッター、フェイスブック等を使った公園情報の発信 |
| マスコミへの情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼 |
| 「首都圏みどりのネットワーク」との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 首都圏公園スタンプラリーの開催 |
| 外部ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 県情報サイトの活用 「かながわ Now」（観光）、「PLANET かながわ」（生涯学習）等 ウォーカープラスへの情報提供 |
| 交通広告 | <ul style="list-style-type: none"> 駅構内へのポスター掲示・リーフレット配架 等 近隣バス会社と連携したバスの車内広告、バス停への公園案内掲示 |

【平成 27 年度実施内容】
 ○上記広報媒体を活用し、また新たな媒体の開発に努め、広域的な広報活動を実施する

■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根ざした公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

○「大磯市（おおいそいち）」でのPR活動

平成 24 年より、「大磯市」のまちなか出店・ワークショップとして参加し、公式サイトへ情報を提供してきました。今後はさらに「大磯市」でのPR活動を進め、公園情報を積極的に配信します。

| | |
|----------|--|
| 地域ポータルHP | <ul style="list-style-type: none"> 大磯町観光情報サイト「イソナビドットコム」への情報提供 「大磯市」への情報提供 |
|----------|--|

| | |
|----------|--|
| 自治体広報紙 | ・県広報紙「県のたより」、大磯町「広報おいそ」、二宮町「広報にのみやお知らせ版」への掲載依頼 |
| 地域のミニコミ誌 | ・地域ミニコミ誌にイベント情報等を掲載 |
| 回覧板、掲示板 | ・大磯町と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供 |

【平成 27 年度実施内容】

- 引続き、大磯市まちなか出店・ワークショップやうつわの日などの地域イベントに参加することで、公園の知名度向上に努める
- 上記広報媒体を活用し、地域住民や大磯来訪者への公園利用の促進に努める

■現場から本公園及び大磯の魅力を効果的に発信

本公園での広報活動を通じ、本公園の魅力とともに大磯の魅力を伝える発信拠点となるよう、効果的な情報発信に努めます。

○「ダイヤモンド富士」の広報強化

「ダイヤモンド富士」は邸園と並ぶ本公園の目玉の一つとして広く知られており、観測時期が近づくと、たくさんの問い合わせがあります。



ダイヤモンド富士

そこで、公園ホームページでの予告情報の発信、観測会の実施などに取組むほか、駅にポスターなどの掲示を働きかけます。

また、高齢者や障がい者にも眺望を楽しんでもらうため、展望台にライブカメラを設置し、公園ホームページで富士山の眺望を配信します。

○ボランティアと連携した大磯PRコンテンツの作成配信

ガイド機能の充実とあわせて、大磯ガイドボランティア協会の協力のもと、本公園に関する歴史や、周辺の穴場の観光スポットの情報を地元の方などから集め、ブログでの発信などに取組みます。

【平成 27 年度実施内容】

- さまざまな広報媒体を活用し、ダイヤモンド富士の観測日を広報する
- 展望台へのライブカメラの設置について、土木事務所と調整を図る
- 大磯ガイドボランティア協会と連携し、ブログ記事の充実を図る

■公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

| | |
|--------------------|--|
| フォトコンテスト開催 【毎年】 | ・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 ・入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作 |
| 外部イベント等でのPR | ・フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示 ・県や町が行う観光キャンペーンへの参加 |
| 当協会マスコットキャラクターの活用 | ・当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る |

【平成 27 年度実施内容】

- 引続き「花と緑のフォトコンテスト」や入賞作品展等を本部と連携して開催する
- 県や町が行う観光キャンペーンへ参加し、公園のPRに努める

■公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや上記のような広報・PR活動と合わせた様々なイベントなどの利用促進方策により、公園利用者数は、後半に旧吉田茂邸地区が開園した平成 25 年度見込み 255 千人から、今後 5 年間で 15%増を目指します。

【平成 27 年度実施内容】

○引続き、利用の促進を図りますが、旧吉田邸地区の建築工事も始まることから公園利用者数は現状維持を目指す。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について、具体的な提案

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可などを受け、有料駐車場、茶室（城山庵）及び自動販売機の運営を行ってきました。

今後とも、自主事業の料金設定にあたっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県平塚土木事務所の許可を得て実施します。

■観光拠点としての有料駐車場の運営

平成 28 年の全面開園を見越して、平日は無料であった第 1 駐車場を通年有料化し、駐車場運営ノウハウを持った専門業者に委託することで、利用者のサービスと利便性を向上させます。また、本公園を拠点とした観光プランを発信して、観光バスなどの有料駐車場の利用促進に努めます。

| | | | | |
|------------------|---|-------------------|--------------------------|--|
| 有料期間 | 【第 1 駐車場】 土日祝日 【旧吉田茂邸地区駐車場】 通年 (両駐車場ともに年末年始を除く) | | 有料時間 | 【第 1 駐車場】 8:30~17:00 【旧吉田茂邸地区駐車場】 9:00~17:00 |
| 駐車台数 | 【第 1 駐車場】 大型車 1 台、普通車 36 台 【旧吉田茂邸地区駐車場】 大型車 2 台、普通車 24 台 | | | |
| 駐車料金 (二輪車は無料) | 第 1 駐車場 | 土・日・祝日 (平日は無料) | 最初の 1 時間 以降 30 分ごとに加算 | 大型車:620 円 普通車:210 円 大型車:310 円 普通車:110 円 |
| | 旧吉田茂邸地区 駐車場 | 平日 土・日・祝日 | 最初の 1 時間 以降 30 分ごとに加算 | 大型車:620 円 普通車:210 円 大型車:310 円 普通車:110 円 |
| 利用者サービス | ・ポイント制度、電子マネーやカード決済による支払いシステムの導入 | | | |

【平成 27 年度実施内容】

- 第一駐車場・旧吉田茂邸駐車場は、年末年始を除く土日祝日のみ有料で営業する
- 駐車場運営は、発券機・精算機を活用し直営で運営する
- 第一駐車場精算機付近に事務所に繋がるインターホンを設置し、不測のトラブル等に備える
- 精算機に「緑化協力金賛同ボタン」を設置する

| | | | | |
|------------------|---|-------------------|------------|--|
| 有料期間 | 【第 1 駐車場】 土日祝日 【旧吉田茂邸地区駐車場】 土日祝日 (両駐車場ともに年末年始を除く) | | 有料時間 | 【第 1 駐車場】 8:30~17:00 【旧吉田茂邸地区駐車場】 9:00~17:00 |
| 駐車台数 | 【第 1 駐車場】 普通車 36 台 【旧吉田茂邸地区駐車場】 中型車以上 2 台、普通車 24 台 | | | |
| 駐車料金 (二輪車は無料) | 第 1 駐車場・ 旧吉田茂邸 地区駐車場 | 土・日・祝日 (平日は無料) | 最初の 1 時間まで | 中型車以上:620 円 普通車:210 円 |
| | | | 以降 30 分ごと | 中型車以上:310 円 普通車:110 円 ※第 1 駐車場普通車は上限 520 円 |

■災害対応自動販売機の設置

公園利用者へのサービス向上や夏季の熱中症予防のため、利用者の多い施設周辺に自動販売機を設置します。その一部は災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」を採用します。

| | | | |
|---------|--|------|----|
| 設置場所 | 【旧三井別邸地区】：第1駐車場、郷土資料館脇 【旧吉田茂邸地区】：駐車場、管理休憩棟横 | | |
| 販売品目 | 清涼飲料水 | | |
| 設置台数 | 4台 | 営業期間 | 通年 |
| 利用者サービス | バリアフリー機の導入を検討 | | |

【平成 27 年度実施内容】

○災害時には園長の指揮のもと、既存の災害ベンダー（旧吉田茂邸地区に設置）を活用する

■茶室「城山庵」のサービス及び土産品の販売

茶室「城山庵」では、茶会や茶道教室を主催するほか、一般利用者に小間（茶室）（以下、小間という）や控えの間（書院）（以下、控えの間という）を貸出します。

併設している呈茶席では、抹茶やコーヒーなどの飲み物に加え、地元と連携して季節の和菓子や地産品などを提供します。また、利用者の要望などを受け、メニューの見直しなど適宜実施します。

○本公園や吉田茂に因んだ土産品の販売

茶室「城山庵」では本公園に因んだ土産品を販売します。今後は旧吉田茂邸地区の管理休憩棟でも、本公園や吉田茂に因んだ土産品の販売を行います。



城山庵の呈茶席

| 内容 | 提供品目 | 備考 | 営業期間 |
|----------------|--|--------------------------------|--|
| 茶室「城山庵」 | 【小間、控えの間】 ・茶室指導・茶室の案内 ・一般利用者への小間・控えの間貸出し ※利用料金(1時間あたり) 小間：1,440円、控えの間：960円 | 三井別邸時代に置かれていた国宝「如庵」に模して建てられた茶室 | 年末年始を除く通年営業（9時～16時） ※施設管理のため定休日及び臨時休業日を設けます |
| | 【呈茶席】 ・地元和菓子屋の季節の生菓子を合わせた四季折々の抹茶セットを提供 ・神奈川県産飲料等各種メニューを提供 ・本公園に因んだ土産品の販売 | | |
| 管理休憩棟 土産品販売 | ・本公園や吉田茂に因んだ土産品を販売 | 旧吉田茂邸地区における利用者の休憩施設 | 年末年始を除く通年営業 |

【平成 27 年度実施内容】

- 上表のとおり茶室及び旧吉田茂邸地区管理休憩棟を運営する
- 大磯町茶道協会等と協働で、茶会や茶道教室を開催する。また、茶道教室参加者や茶室利用者、公園来園者の希望があった時は茶会券を販売する
- 旧吉田茂邸地区管理休憩棟での土産物を販売について、土木事務所や町と調整する
- 利用者から要望のある園内での定期的な軽飲食の販売について、土木事務所と調整する

(2) 事業の実施体制など具体的な内容

事業の実施にあたっては、委託先企業の特長や運営ノウハウを活かし、効率的な運営によって収益力向上を図ります。これにより、さらなる管理運営の充実を目指します。

■有料駐車場

| | |
|--------|--|
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営専門業者に業務を委託 ・緊急時対応等、総括的なお客様対応は、管理事務所で対応 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場機器の保守点検、売上金の集金、釣銭の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応 ・精算時等のトラブルに備えて、コールセンターシステムを導入 |
| 点検方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策、節電等について適切な指導を行う |
| 繁忙期の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時をはじめ、行楽シーズンや紅葉の見どころなどの繁忙期には、駐車場内外に交通誘導員を配備し、国道1号線の通行や周辺住民に対し迷惑をかけないようにする |

【平成27年度実施内容】

○駐車場運営の直営化に伴い、次の体制で実施する

| | |
|--------|---|
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・発券・精算機を活用し、直営で駐車場を運営 ・緊急時対応等、総括的なお客様対応は、管理事務所及び旧吉田茂邸地区管理休憩棟で対応 ・集金は2名体制で実施 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場機器の保守点検委託、売上金の集金及び納金、釣銭及び駐車券の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応 ・両替金の準備 ・精算時等のトラブルに備えて、インターホンを設置 |
| 繁忙期の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時をはじめ、行楽シーズンや紅葉の見どころなどの繁忙期には、駐車場内外に交通誘導員を配備し、国道1号線の通行や周辺住民に対し迷惑をかけないようにする |

■自動販売機

| | |
|------|--|
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機等の保守点検、商品補充と品質管理、使用済み容器の回収、売上金の集金、釣銭の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応 |
| 点検方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策、節電等について適切な指導を行う |

【平成27年度実施内容】

○上表のとおり実施する

■茶室「城山庵」の運営及び土産品の販売

| | |
|------|--|
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・茶室「城山庵」の運営には、茶道の資格を持つ職員を配置し、繁忙期やイベント時には適宜増員して対応 ・旧吉田茂邸地区管理休憩棟で土産品の販売を行う場合には、配置されている職員が兼務 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法を遵守し、抹茶や菓子など軽飲食を提供 ・土産品の販売 |

- ・当協会の「茶室管理規程」に基づき、小間や控えの間の貸出等を運営
- ・清掃や接客のほか、パークコンシェルジュとして園内外の情報を提供

<付属書類> 駐車場事業計画・自動販売機事業計画・茶室「城山庵」の運営及び土産品の販売事業計画（別添）

【平成 27 年度実施内容】

○上表のとおり実施する

(1) 接客対応及びその研修等

当協会では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者に接することとしています。

本公園では、平成25年度上期の利用者満足度調査において、85%以上の人から「満足した」との評価を得ています。旧吉田茂邸地区では、引き続き大磯ガイドボランティア協会と連携して常駐ガイドを置き、周辺観光案内もふくめたコンシェルジュ機能を強化します。

今後、これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適に過ごせるように努力します。

■基本的な接客の姿勢と対応

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ヲニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者に積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

○職員の情報共有の徹底

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画などの公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者さらに詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページやポスターで利用者に周知します。

■接客研修、OJT等によるスキル向上

| | |
|------|--|
| 接客研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした接客研修の開催 ・ 園長をリーダーとして、「接客マニュアル」を用いた公園ごとの接客および苦情対応研修（年1回） ・ 「公園モニター」結果に応じた接客研修 |
| OJT | <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や定例の全体会議等において、「接客マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック ・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施 |

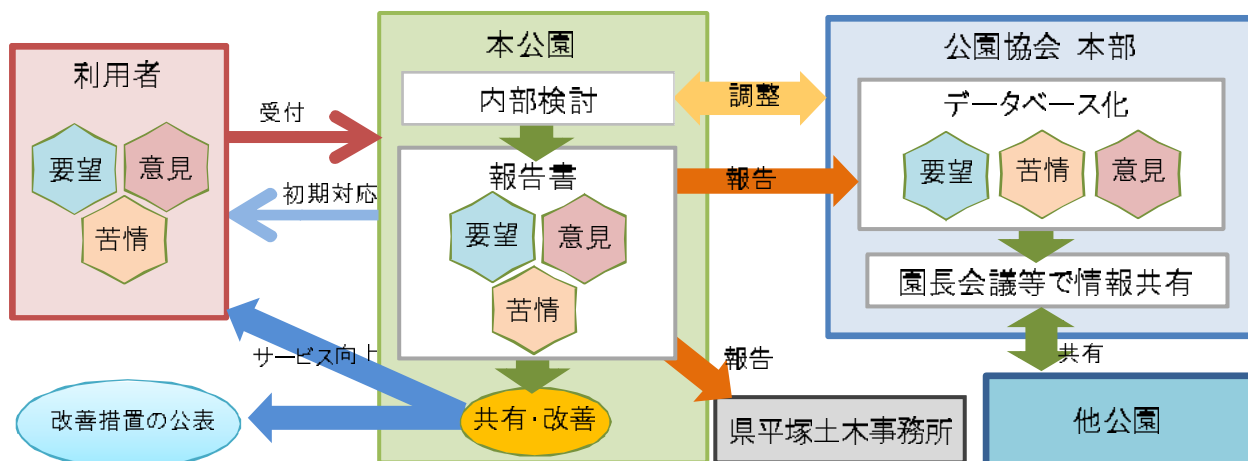
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

■基本的な苦情処理の流れ



■適切な苦情対応を行うための研修

当協会の「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルには苦情対応の事例を多く記載するなど実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者にな納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

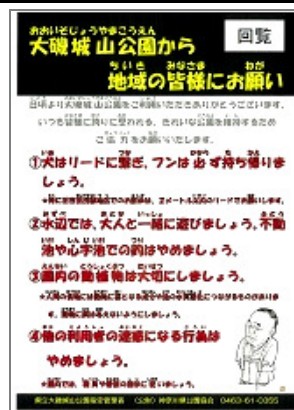
さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議にて情報を共有します。



公園ルールの周知

○OJT（職務を通じて先輩から後輩への指導）

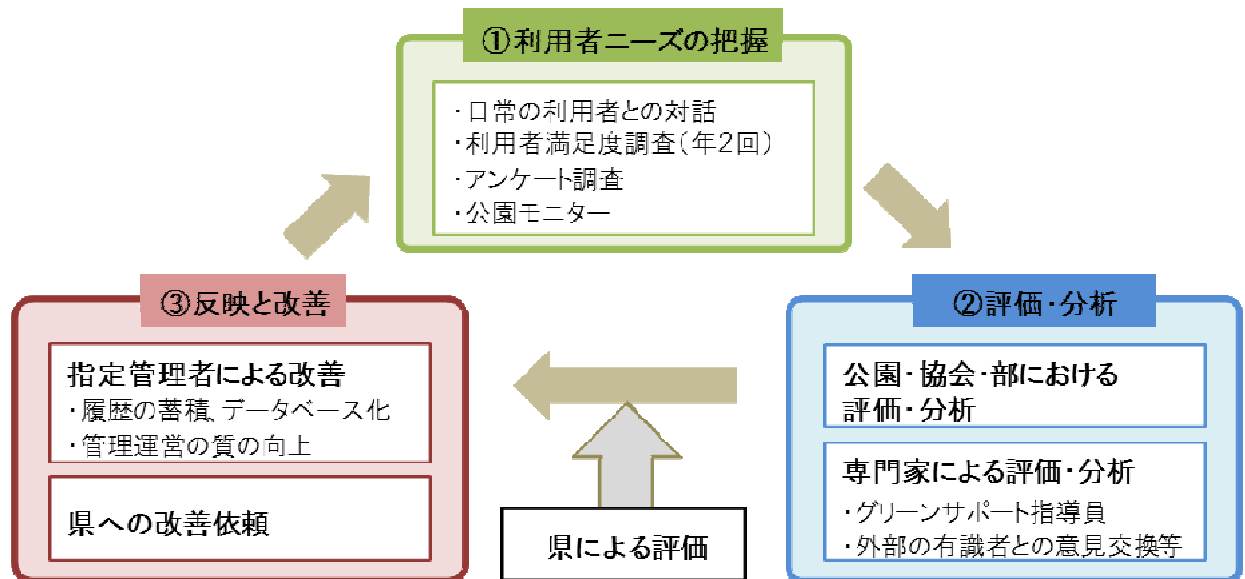
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラムなど）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析の上、運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映させます。

| | |
|-----------|--|
| 利用者満足度調査等 | <ul style="list-style-type: none"> 県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施【簡易（随時）アンケート+詳細アンケート】 イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時） |
| 公園モニター制度 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募 モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。 |

【平成 27 年度実施内容】

○上記のとおり実施する

○公園モニター制度については、実施に向けた仕組みづくりを本部と連携し行う

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

私たちは、これまで40年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

本公園は、高麗山から連なる丘陵地に立地しているため、階段や斜面が多く、利用者が転倒事故の可能性があります。また、園内の樹林も高齢化が進み、災害時には崩落や倒木による二次被害の危険性があることから、日常の巡視、点検を重視します。

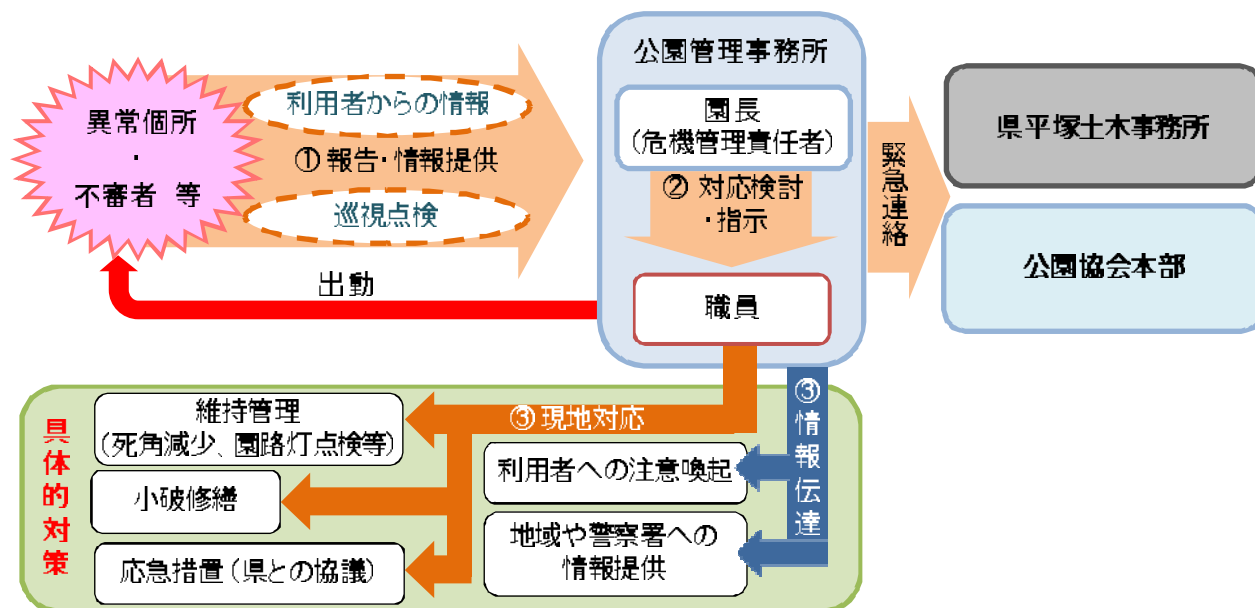
巡視、点検にあたっては、敷地面積の広いことや公園区域が道路を挟んで2つの地区に分断されていること、外周部に急傾斜地が多く一部が「土砂災害警戒区域」に指定され、その斜面上の樹木も密生、高木化して倒木の危険性が増していることから、特に注意が必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。

あわせて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者などを早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間及び年末年始など勤務時間外は、旧三井別邸地区において、管理事務所及び茶室の機械警備を実施し、旧吉田茂邸地区は夜間(17時～9時)及び年末年始は閉園し、夜間警備員を配置して各所に設置されている赤外線センサーで監視するとともに、定期的に巡回警備を実施します。

両地区とも異常警報が発報した場合には、各警備業務の警備員が現地に急行し、異常の有無を確認して、必要に応じて園長に緊急連絡がなされます。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

| | |
|----------------------|--|
| 日常巡視 | 毎日1回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、施設の状態を目視で確認 |
| 施設点検パトロール | 通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施 |
| 樹木点検 | 定期的に樹木医と園内の危険木を調査し、状況により県平塚土木事務所・国道管理者・JR 管理者・町道管理者に連絡 |
| 防犯上の死角の減少 | 日常パトロールや園内利用者、防犯カメラからの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る |
| 不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理 | ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり |
| 地域住民や関係機関との情報共有 | 地域住民や警察署や消防署との連携により、地域や近隣自治会との防犯情報の共有に努める |
| 利用指導による防犯 | 園内における花火、若者の”たむろ”、未成年者による飲酒・喫煙行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う |
| 緊急車両の進入路の確保 | 事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する |
| 園内サインポストの表示 | 事故等が発生した場合、その発生場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示 |

■施設の安全対策

イベント時の車の誘導整理など、施設の特性や利用動向を踏まえた適切な安全対策を講じます。

| 施設毎の安全確保のポイント | |
|------------------|--|
| 樹林地 ・ 植栽樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 枯損木や枯枝、倒木の発生の可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施。特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理 ・ 接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除 ・ 危険斜面の整備、住宅との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告 |
| 園路・階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 ・ 木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検 ・ コケや落葉で滑らぬよう、定期的に高圧洗浄やブロー清掃実施 |
| 池・流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 池の四阿等の手すりの点検の実施 ・ 堤体にひび割れ等の異常がないか等の点検の実施 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内の木製ベンチ、手すりのぐらつき、ささくれなどの点検 ・ 音声案内看板サイン等の動作確認 |



樹木点検



園路の高圧洗浄



音声案内板の点検

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険に加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、建物施設が改修された場合などには必要に応じて計画の見直しを行います。

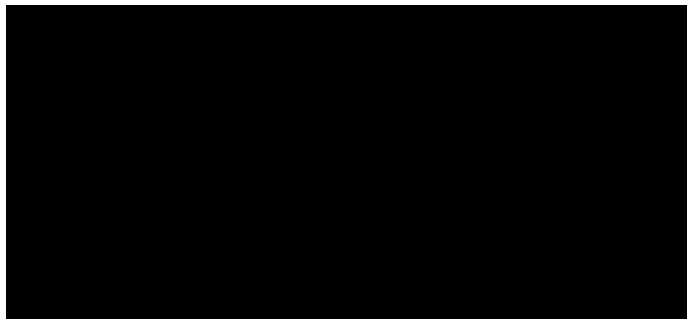
定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて大磯町消防署の指導を受けるほか、消防署と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

| | | |
|-------------|--------|--|
| 利用者に対する安全確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 ・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用 |
| 作業員の安全確保 | 作業職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 |
| | 委託業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック） |
| | ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ（当協会で定める XXXXXXXXXX への明記） ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進 |

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアルなどを整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、さらに改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

| | |
|--------------------|--|
| 新規採用者に対する安全衛生教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施 |
| OJT等による日常的な研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険予知訓練(KYT)を定期的に管理事務所内職員で実施 ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施 |
| 必要に応じた外部研修の受講 | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の安全講習会（外部講習 実施の「防除関係者講習会」）を受講 ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講 |

【平成27年度実施内容】

○記載のとおり実施する

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先とした迅速な対応が必要です。

また、当協会では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院などの関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

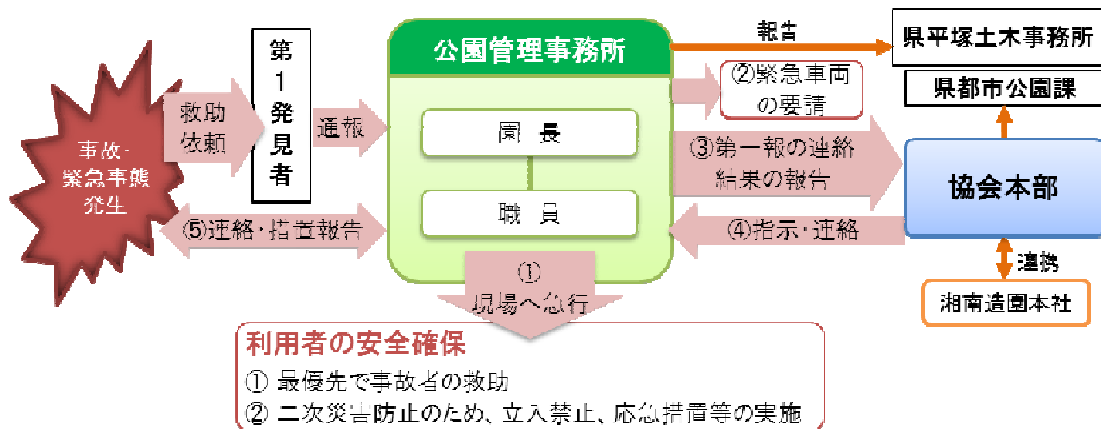
特に大磯城山公園は高麗山から連なる丘陵地にあり、公園周辺は土砂災害警戒区域に指定されています。そのため、通常の気象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、発表時や解除後には適切な対策をとります。

また、事故・気象災害が発生した場合や発生が予測される場合には、必要に応じて利用者への避難の呼びかけや利用制限などの措置をとって、被害を未然に防ぎます。

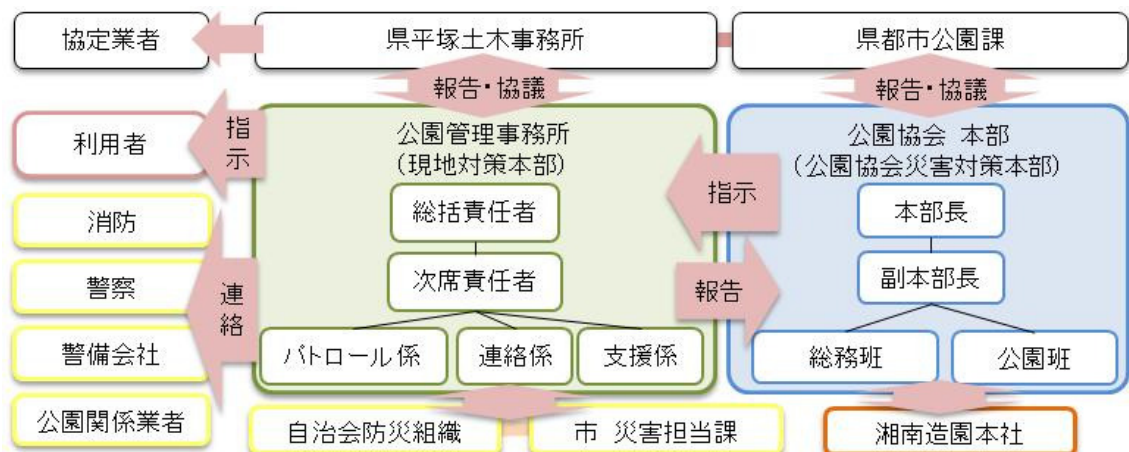
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害などが発生した場合、園長(不在時は参集したスタッフの中の上位者)を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

| 役割分担 | 役職 | 緊急事態発生時の初期対応 |
|--------|-------------------|---|
| 総括責任者 | 園長（不在時は、副園長） | 情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県平塚土木事務所や協会本部へ状況報告する |
| 次席責任者 | 副園長（不在時は、公園管理主任等） | 現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる |
| パトロール係 | 公園管理主任、パート職員 | 園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認 必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する |
| 連絡係 | | 通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する |
| 支援係 | | 避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する |

○夜間および年末年始の対応

夜間および年末年始には、旧三井別邸地区において、管理事務所及び茶室の機械警備を実施し、旧吉田茂邸地区は夜間（17時～9時）及び年末年始は閉園し、夜間警備員を配置して各所に設置されている赤外線センサーで監視するとともに、定期的に巡回警備を実施します。

両地区とも異常警報が発報した場合には、各警備業務の警備員が現地に急行し、事故や災害への一次対応や応急処置などを行い、必要に応じて園長に緊急連絡し、園長又は副園長などが連絡を受けて出勤します。また、グループ構成団体の本部職員も緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。徒歩及び作業車で園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。また、臨時休園する場合には、ホームページなどに情報を掲載し、広く周知を図ります。

■大雨、暴風、大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知し、速やかに避難又は帰宅するよう促します。

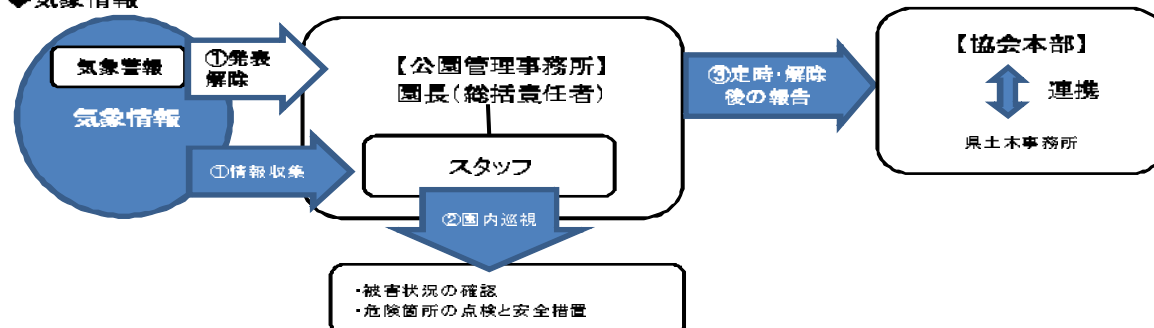
| | |
|--------------------|---|
| 大雨、大雪、暴風警報が発表された場合 | 危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる |
| 雷注意報が発表された場合 | 速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行います。雷鳴が聞こえてきたら、建物内など安全な場所への時避難を促す |
| 土砂災害警戒情報への対応 | 土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者だけでなく職員も斜面地等に近寄らないように周知する。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施する。 |
| その他の異常気象等への対応 | 竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起する |

■大雨、暴風、大雪警報による災害発生が予測される場合の対応

大雨、暴風、落雷、大雪等が発表された場合には気象状況に関わる情報を収集し、つぎのとおり対応します。

① 8時30分から17時15分に警報が発令された場合（年末年始を除く）

◆気象情報



- A) パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- B) 安全に園内をパトロールできる場合、園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

| | | |
|----------------|-----|--|
| 重点 点検 箇所 | 大雨時 | 池や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所 |
| | 暴風時 | 工作物、看板、樹木の枝折れ等 |
| | 大雪時 | スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無 |

- C) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県平塚土木事務所と公園協会本部へ被害状況を報告
- D) 台風時等には、必要に応じて時間外待機を実施。

② 時間外及び年末年始に発表された場合

- A) 安全に園内をパトロールできる場合8時30分までにスタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施し、速やかに県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告
- B) 8時30分時点で安全に園内をパトロールできない場合、その旨を県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告
- C) 危険箇所の重点点検を実施し、新たな被害がある場合は、県平塚土木事務所と公園協会本部に報告
※土日祝日及び年末年始の場合は、「県平塚土木事務所」を「県平塚土木事務所担当者の携帯電話等」とする

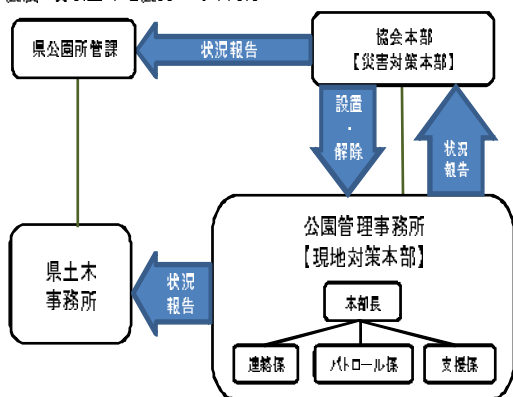
■大雨、暴風、大雪警報による災害が発生した場合の対応

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応としてスタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の安全措置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や復旧業者への要請を行います。

■大地震が発生した場合の対応

- ① 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合（年末年始を除く）
来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県平塚土木事務所（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と公園協会本部へ報告します。
- ② 時間外及び年末年始に震度4の地震が発生した場合
地震後、園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施して、8時30分までに被害の有無にかかわらず被害状況を県平塚土木事務所担当者携帯電話と公園協会本部へ報告します。
- ③ 震度5弱以上の地震が発生した場合
災害対策活動指針に基づき職員を参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置します。また、地震後の対応と報告は①と同様に行います。
※土日祝日及び年末年始の場合は、「県平塚土木事務所」を「県平塚土木事務所担当者の携帯電話等」とする

◆震度5弱以上の地震発生時の対応



◆現地対策本部役割分担表

| 職名 | 分担業務 | 担当者 |
|--------|---|---------------------|
| 本部長 | 災害対策業務の統括、現地対策本部の統括 | ・園長 |
| 連絡係 | ・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び県土木事務所への報告 ・関係機関との連絡調整、問合せ対応 | ・副園長 |
| パトロール係 | ・園内を安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置 | ・スタッフA ・その他のスタッフ |
| 支援係 | ・避難した人に対するの応急手当 ・広域避難地の機能発揮のための行政との連携 ・防災施設の稼働 | ・その他のスタッフ |

※各職に就く担当者が不在の際は、予め指定されたスタッフが代行する。

なお、津波発生時には、県および大磯町と連携して適切に対応し、安全の確保に努めます。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園は急傾斜や階段が多く、病人・けが人の発生する危険度が高いため、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

| | |
|------------|--|
| I 状況確認 | ・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認する |
| II 応急手当 | ・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 公園管理事務所や茶室、旧吉田茂邸地区の管理休憩棟など最寄り施設へ搬送 |
| III 救急車の要請 | ・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保する |
| IV 報告 | ・事態収拾後には、県平塚土木事務所、協会本部へ対応結果を報告する |

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

旧三井別邸地区と旧吉田茂邸地区各所にAED及び救急箱（茶室は救急箱のみ）を設置します。また、郷土資料館にもAEDが配備されていることから、急病人発生時は、発生場所により郷土資料館と連携した救護活動を行います。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会などを受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

毎年実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練などをローテーションで行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにします。

【平成27年度実施内容】

○記載のとおり実施する

○夜間・年末年始等、職員が不在時に緊急車両が園内（三井別邸地区）に入ることを想定し、警察や消防署に駐車場バリカーの鍵を預け、緊急時連絡先を届ける

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当協会では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

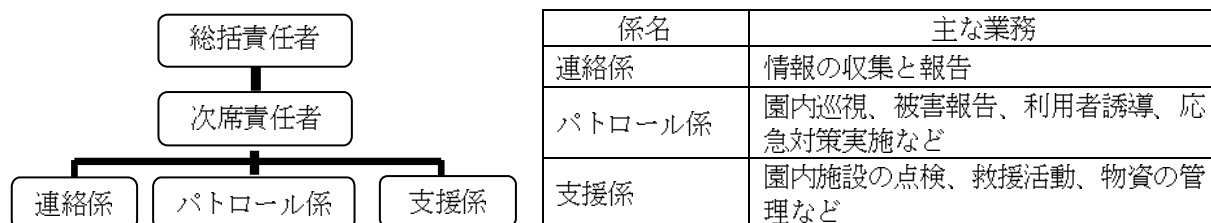
- 原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

- 公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集
 - ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の保管位置や放送設備の使用方法について習得します。
 - ・職員は[]を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。
 - ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県平塚土木事務所と協会本部に報告します。
 - ・震災発生後、[]が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合 []が配備につきます。

【配備体制】

- 本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には公園協会災害対策本部を設置
- 震災時の人員配置体制
 - ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
 - ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から当公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオなどから広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無など、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

- 勤務時間中の場合、駐車場は営業を即中止し、町民などが本公園に車で避難してくることを想定し、駐車場ゲートバーは開放、園内利用者には避難誘導を開始する旨の園内・館内放送を行います。
- 茶室「城山庵」と旧吉田茂邸地区は常駐職員が避難誘導を行いますが、管理事務所との連絡が取れない場合には、安全確認や避難伝達のため、管理事務所より職員が応援に向かいます。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、インターネット、ラジオなどから情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・消防用設備などの点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止めなどにより帰宅が困難な利用者に対しては、旧三井別邸地区内の郷土資料館への受け入れ依頼や旧吉田茂邸地区の管理休憩棟を開放するなど安全確保に努めます。

（２）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は広域避難場所に指定され、地震などによる大規模火災発生時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。

また、本公園は大磯町の「津波避難ビル・場所」にも指定され、津波発生時には利用者や地域住民を速やかに高所へ誘導するなど、率先して対応していく必要があります。

旧吉田茂邸地区においては、万一津波が発生した場合、サンルーフ後方の高台（指定管理区域外）への避難誘導が必要なため、避難路の整備などについて、県平塚土木事務所と協議します。



旧吉田茂邸地区サンルーフ後方の高台

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNSなどを活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

また、災害に関わる事前の情報（気象警報、地震・津波関連情報、緊急地震速報など）に素早く対応するため、園内放送システム連動型の告知システムを構築し、災害発生前には迅速に情報を利用者に提供します。



園内放送のスピーカー

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や大磯町、近隣自治会と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、避難所である大磯城山公園（旧吉田茂邸地区は除く）から郷土資料館等の震災時避難所への誘導方法や帰宅困難者の受入れ態勢について、事前に大磯町や郷土資料館と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイクなどを備えます。



地域防災訓練

■日常訓練の充実

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

また、利用者や地域住民が楽しく訓練できるようように、関係機関や自治会などと調整の上、イベント要素を取り入れた防災訓練の実施します。

○近隣自治会と連携した防災訓練の実施

近隣自治会とともに、防災についての情報交換や園内の防災井戸の周知と稼働確認、炊き出しやテント設営、火起こしなどの訓練などを行います。

◆◆ 自治会と連携した防災体制の確認 ◆◆

平成25年には、中丸自治会の防災担当の方とともに、園内の防災井戸の所在と、その地下水汲み上げのための動作確認を共同で行うとともに、災害時の体制について話し合いました。



旧三井別邸地区内の防災井戸

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄に当たっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。



災害型支援ベンダー自動販売機

■災害発生時の協力等について

県平塚土木事務所や大磯町の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設などとも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動拠点の指定を県や町から要請された場合、テントやチェーンソーなどの必要物資の提供や、救援活動への支援なども積極的に行います。

■職員への教育

当協会では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練・津波訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法などを学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話などの通信確認、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告ができるようにします。

【平成27年度実施内容】

- 大磯城山公園の震災時対応の考え方に沿って「県立都市公園等における災害対策活動指針」の加筆修正を行う
- 新たに整備される旧吉田茂邸地区の津波避難路について、公園利用者や近隣住民への周知に努める。
- 本部と連携して、園内放送システム連動型の告知システムの構築について検討する
- 災害マップを作成し、園内掲示板に掲示する
- 隣接町内会と連携したイベント型防災訓練の開催に向け調整を図る

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

私たちは、神奈川県の公益事業に携わっている指定管理者の使命として、町や地域関係団体と連携を深め、公園運営を通じて地域振興を目指していきたくと考えます。

昨秋に旧吉田茂邸庭園地区が開園したことで、地域における本公園の存在感と新たな観光の目玉としての期待度が高まっています。この機会を活かし、地域と連携した公園づくりを進め、大磯町の観光振興に貢献していきます。

本公園を中心として、公園と地域、公園と人、人と人のつながりをつくりだし、地域の活性化やコミュニティ形成に貢献していきます。

| 協働のテーマ | 連携先 |
|--------|-------------------------|
| イベント運営 | 地域住民 (運営委員会形式) |
| | 地元音楽アーティスト や関連団体 |
| | 大磯町社会福祉協議会 |
| | 大磯町盆栽愛好会 |
| | 茶道関連団体 |
| 地域振興 | 大磯町・ 観光協会 |
| | 大磯ガイドボランティア協会 |
| | 商工会 |
| | 近隣自治会 |
| | 湘南国際マラソン |
| | 地元和菓子店・地域洋菓子店 ・地域作業所 |
| 広報 | 大磯市 |
| | 神奈中バス |
| 防災、防犯 | 大磯警察署、消防署 |
| | 近隣自治会 |

◆◆ 大磯城山公園活用連携協議会の運営 ◆◆

本公園では当協会が事務局を務める「大磯城山公園活用連携協議会」を発足させ、地元の商工会、観光協会、大磯ガイドボランティア協会、近隣自治会、大磯町、県平塚土木事務所などを構成員として、公園運営について定期的な意見交換を行っています。

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ [redacted] を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めます。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

| 協働のテーマ | 連携先 |
|------------|---------------|
| 維持管理への協力 | 花を育てる会 |
| イベント運営への協力 | 大磯ガイドボランティア協会 |
| | 花を育てる会 |
| | 湘南邸園文化祭連絡協議会 |
| | 郷土資料館ボランティア |
| | 大磯町茶道協会 |
| | 茶室「城山庵」の利用団体 |
| | 北蔵の利用団体 |

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年 600 点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を本公園の北蔵ギャラリーをはじめ、他公園や病院などで開催します。



北蔵ギャラリーでの入賞作品展開催

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺施設との交流・連携

園内に位置する郷土資料館とは、これまでも園内の横穴墓の維持管理や、本公園の歴史解説機能の充実について助言、協力をいただいています。今後も引き続き連携を深め、旧吉田茂邸を含めた公園の歴史解説機能を拡充します。

また、近年、徳富蘇峰記念館との連携イベントを北蔵ギャラリーにて開催し、大変好評でした。今後も、嶋立庵など大磯の周辺観光施設とイベントや情報提供での連携に取り組みます。

| 協働のテーマ | 連携先 | 内容 |
|------------|-----------|-----------------------------------|
| イベント及び広報連携 | 郷土資料館 | ・園内歴史解説機能の充実 ・「城山公園今昔物語」開催への助言 |
| | 徳富蘇峰記念館 | ・連携イベントの開催 ・相互情報提供 |
| | 嶋立庵など観光施設 | ・イベント連携、相互情報提供 |
| | 大磯プリンスホテル | ・パンフレット等掲示、イベント等情報交流 |

【平成 27 年度実施内容】

- 引き続き、地域の関係各団体やボランティア等と連携した管理運営を進めるとともに、新たに連携可能な団体等を積極的に開発する
- 関係団体等との意見交換の場として大磯城山公園活用連携協議会を開催する

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業などは、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業などへの発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人などの地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。



茶室「城山庵」の季節の和菓子は地元和菓子屋からの仕入

【平成 27 年度実施内容】

○記載のとおり実施する

(5) 企業の CSR 活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園は近隣の学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き支援していきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業の CSR 活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけや商工会を通じ、積極的に企業に働きかけるとともに、受入れる態勢を整えていきます。受入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動が行えるようにサポートしていきます。

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高等学校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、和文や生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては独自の減免規定を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えます。

| テーマ | 連携先 |
|---------|--------|
| 学習活動の支援 | 国府中学校 |
| | 地元小中学校 |
| | 県内高等学校 |

【平成 27 年度実施内容】

- 引続き、学校等教育機関の校外活動を支援する
- 当公園で CSR 活動を行いたい企業をサポートし、ホームページ掲載や商工会を通じ、活動の受け入れを呼びかける

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで駐車場収入、自動販売機収益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料などに基づく施行単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、さらに効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

当協会は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品などが必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材などの購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

| | |
|----------------------------------|--|
| 事務費 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・競争原理の導入（入札、見積合わせ等） ・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・物品購入や機器リースにおける集約発注 ・リース機器の継続使用可能な場合は再リース |
| 植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費 | <ul style="list-style-type: none"> ・直営による日常管理（植物の手入れやトイレ清掃、簡易修繕等）の実施 ・管理発生材（間伐竹や不要になった支柱等）の修繕への有効活用による購入費軽減 ・実績をもとにボランティアに草花管理や外来植物駆除等の一部業務を依頼 ・関係団体等のボランティアでの協力によるイベント運営 ・各団体・市民との共催により、経費を抑えながら多彩なイベントを実施 |
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置 ・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置 |

< 付属書類 > 収支計画書・収支計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

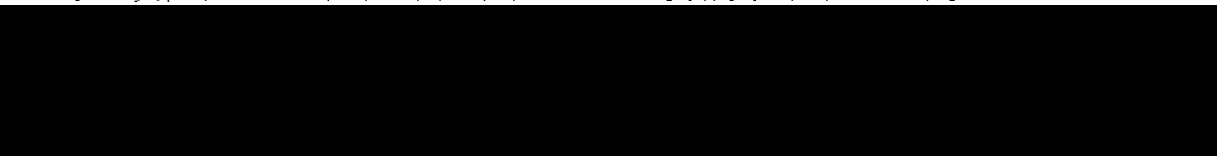
本公園において、県、県平塚土木事務所、公園協会本部、湘南造園本社としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

○現地責任者は常勤職員とし、行政経験などが豊富な人材を配置します。



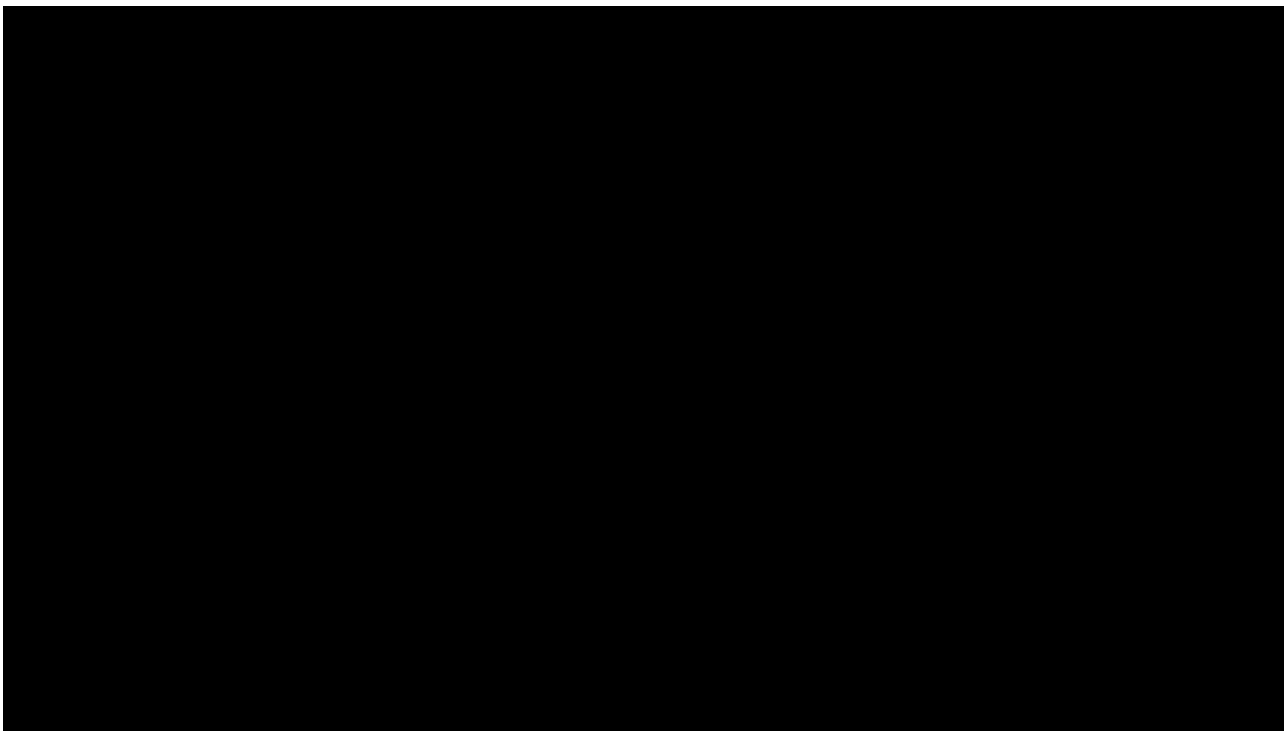
○現地責任者のほか、本公園の特性に応じ主要職員を配置します。



■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

本公園の特性に合わせ、
を配置します。

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制



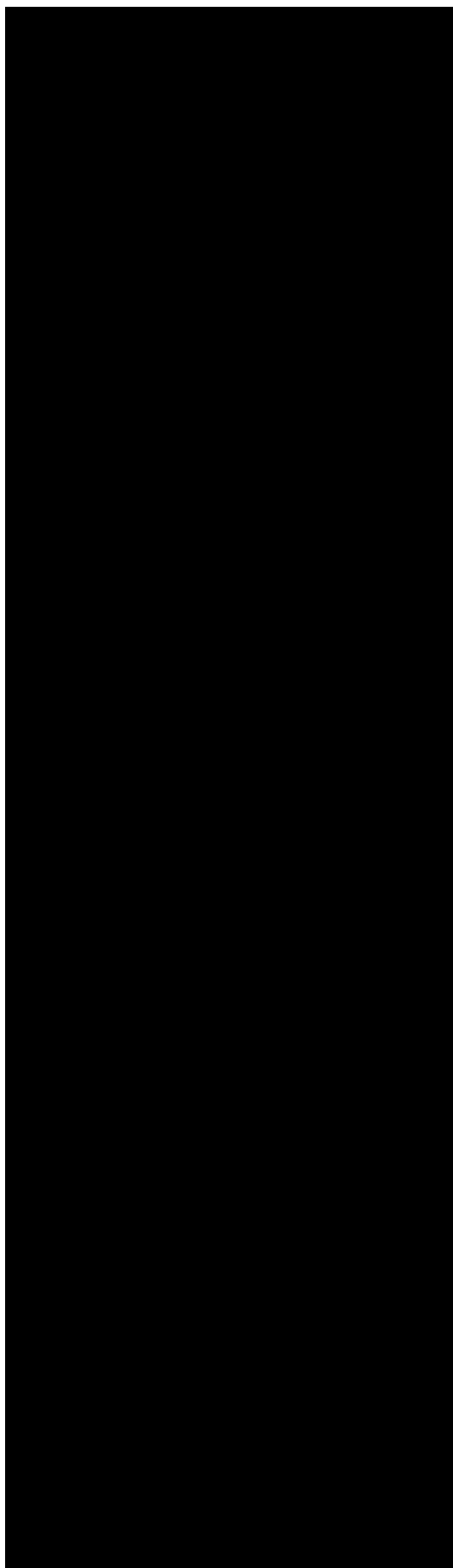
【平成 27 年度実施内容】

○記載のとおり実施する

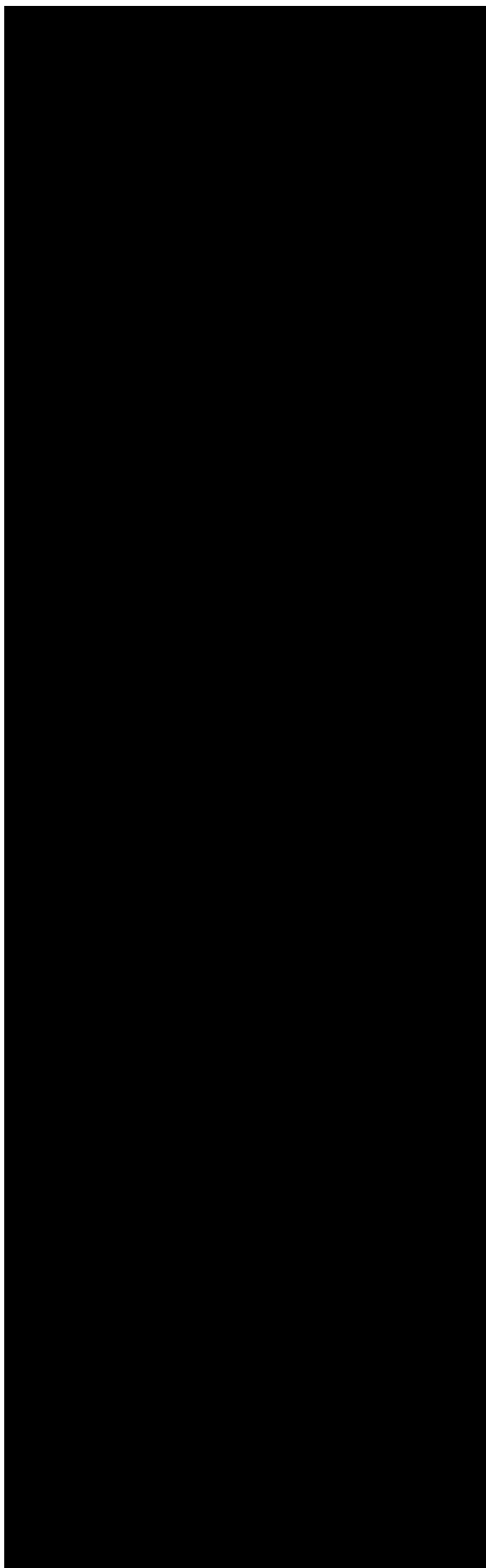
＜別表＞現地の職員配置計画

■組織図

■現地責任者、スタッフの役割等



■勤務ローテーション（通常時の例）



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令遵守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認などにより指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

| 管理内容 | 業務内容 | 主な指導監督項目 | 点検方法 |
|------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|--|
| 枝下し・枯損木処理 | 樹勢悪化木・支障枝の除去 | 事前に周知看板を設置する等の、安全確保を指導 | 処理本数、処分方法等を点検 |
| 日本庭園管理 | 軽剪定、基本剪定 | 仕様及び植栽意図の認識等、庭園としての景観が維持できる管理を指導 | 仕様及び植栽意図を踏まえた出来栄となっているか、写真等記録に漏れがないか点検 |
| バラ園管理 | 剪定・消毒・施肥等 | 仕様及び植栽意図の認識等、バラ園として健全な維持できる管理を指導 | バラの健全な育成がなされているか |
| 受水槽・浄化槽・建物点検 | 水道法・浄化槽法による法定点検や建築基準法の点検 | 法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導 | 業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検 |
| ポンプ設備点検・受水槽点検・防災井戸設備点検 | 加圧ユニット保守点検等 | 法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導 | 業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検 |
| 警備・巡回業務 | 旧三井別邸地区の機械・巡回警備、旧吉田茂邸地区の夜間・年末年始の警備業務等 | 適切な利用者対応と迅速な対応について指導 | 作業日報により、適切に履行しているか点検 |
| 設備清掃業務、建物清掃業務、トイレ清掃業務 | 池・水路のポンプ室清掃等、管理事務所等の床清掃、ワックス掛け等 | 具体的清掃箇所と清掃方法及び利用者への適切な対応を指導 | 作業日報により、適切に履行しているか確認 |
| ゴミ処理 | ゴミ・残材搬出 | マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施 | 廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検 |

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

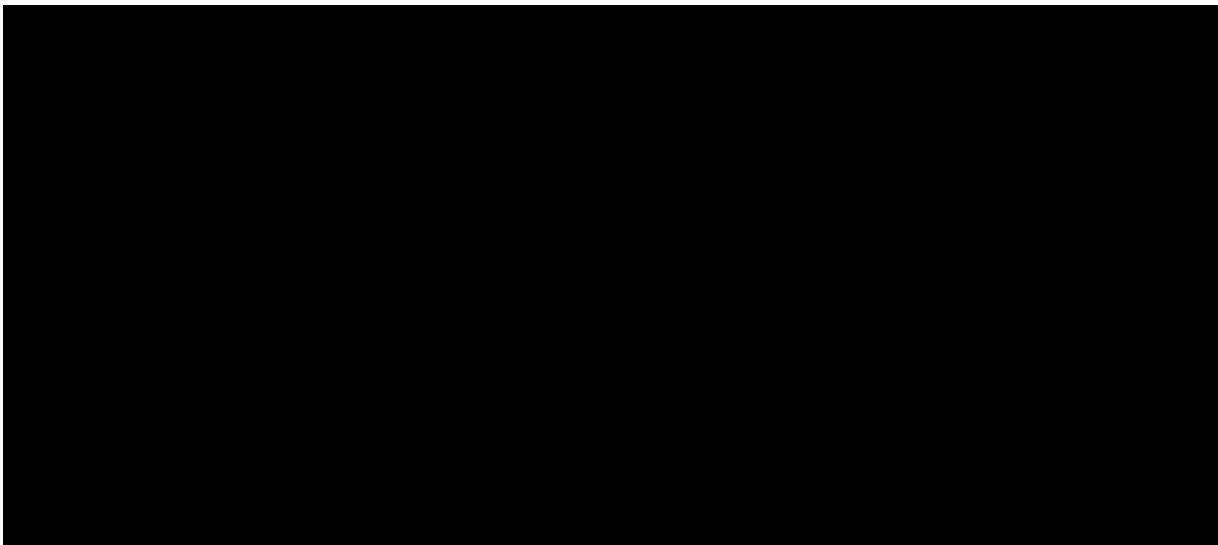
本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加するなど、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法などを習得するため、民間企業などとの人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会では、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意がある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

【平成 27 年度実施内容】

○本部と連携し、記載のとおり実施する

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

私たちは、グループ構成団体のそれぞれにおいて「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、代表者である当協会が定めた「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■各構成団体の諸規程

| 種別 | 内容 | 各構成団体の規程 | |
|-----------|--|----------|---|
| 職員の就業 | 勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員・社員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程 |
| | | 湘南造園 | 就業規則 |
| 給与 | 職員の給与や手当についての必要事項 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程 |
| | | 湘南造園 | 給与規程 |
| 会計 | 適切な会計処理に関する必要事項 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程 |
| | | 湘南造園 | 中小企業の会計に関する指針 |
| 非常勤職員の雇用等 | 規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程 |
| | | 湘南造園 | 就業規則 |
| 決裁 | 業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程 |
| | | 湘南造園 | ISO職務分掌規程 |
| 法令遵守 | 法令遵守に関する必要事項 | 当協会 | コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン |
| | | 湘南造園 | 就業規則 |
| その他 | 情報公開、情報保護に関する必要事項 | 当協会 | 公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 |
| | | 湘南造園 | プライバシーポリシー [個人情報保護方針] 個人情報取扱運用規則 |

■法令遵守の取組み状況

当協会は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修などにおいて周知することで、役職員のコンプライアンスの徹底を図っています。なお、グループ構成団体においても同様に行われています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、グループ構成団体においても「プライバシーポリシー〔個人情報保護方針〕」、「個人情報取扱運用規則」を定めておりますが、グループ代表である当協会の規程などに即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長をはじめ、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定めるなど、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議などにおいて、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・県の「PDマーク」に登録

県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者などへ明らかにします。

・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセスなどによるデータ流出の防止に取り組めます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報などの除外事項を除き、情報を開

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切に
する心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフ
ィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

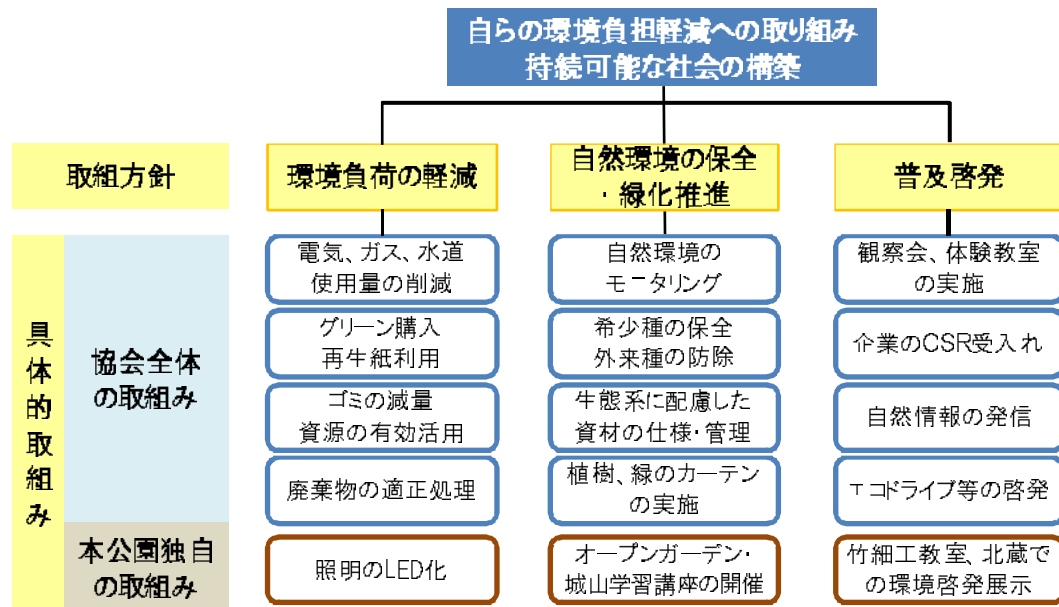
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

当協会は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシス
テムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を
図っています。

○当協会の環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における当協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減
とならんで、自然環境の保全、緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシ
ステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きPDCAサイクルによるシ
ステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統
括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1
回、評価を行います。その結果をPDCAサイクルにより、継続的に改善を図って
いきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレトーパー、コピー用紙）、再生紙利用の推進
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- 間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
- 外来植物メリケンソウ、トキワツユクサなどの除去とモニタリング
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用
- オープンガーデンや盆栽展、城山学習講座の開催

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 地元企業のCSR活動受入れ体制の整備
- 屋外掲示板や公園ブログに季節毎の植物や昆虫などの写真展示と解説による自然情報発信
- 竹細工教室、北蔵ギャラリーでの「みどり豊かな神奈川」紹介展示
- 看板・チラシによるアイドリングストップの呼びかけで、エコドライブの啓発

(4) 障害者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもありますが、一方で働きやすいフィールドでもあります。当協会は、障がい者が業務を行う上でのハンディキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受入れに協力します。また、地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

当協会全体では平成 25 年度現在、6 公園 7 人を雇用（障がい者カウント数 4.5 人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

| 対象施設・事業 | 具体的な作業 |
|---------|------------------|
| 相模原公園 | 除草、清掃等公園内の維持管理作業 |
| 辻堂海浜公園 | 園内の清掃 |
| 相模三川公園 | 軽飲食の販売 |
| 茅ヶ崎里山公園 | 除草、清掃等公園内の維持管理作業 |
| 当協会花苗事業 | 花苗の株分け等 |

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取り組んでいきます。

【平成 27 年度実施内容】
 ○本部と連携し、記載のとおり実施する